

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
第13回 省エネルギー小委員会

日時 平成27年5月25日（月）15:59～17:39

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

議題

- (1) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の評価の在り方について
- (2) 省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について
- (3) 中間的整理以降の審議における主な意見等について
- (4) 省エネルギー支援策の実績に係る今後のデータ利活用の在り方について（報告事項）
- (5) エネルギーミックスの検討状況について（報告事項）
- (6) 夏季の省エネルギー対策について（報告事項）

1. 開会

○辻本省エネルギー対策課長

ただいまから、省エネルギー小委員会、第13回目になりますが、開催させていただきます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

配付させていただいています資料の、配付資料一覧をごらんください。本日は資料1から始まりまして、資料2が枝番が3つ、資料3が、資料3-1、3-2、資料4から始まりまして資料6まで。加えて、市川委員、豊田委員の提出資料として参考資料2つ、つけております。

もし過不足等ございましたら、会議の途中でも結構でございます、事務局のほうにご指摘いただければと思います。

それでは、これからの議事の進行を中上委員長にお願いしたいと思います。

○中上委員長

かなり急ピッチで進めてきた小委員会ですけど、1カ月ちょっと時間があきましたので、久しぶりに何か懐かしい感じがいたしますけれども。いつもの時間帯とは少し違ひまして、午後のちよっとおそい時間になりましたけれども、またご審議を頂戴したいと思います。

2. 議事

(1) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の評価の在り方について

(4) 省エネルギー支援策の実績に係る今後のデータ利活用の在り方について

○中上委員長

それでは早速、議事に入りたいと思います。

まず議題1にございます「工場等におけるエネルギーの使用の合理化の評価の在り方について」。それから議題4にございます「省エネルギー支援策の実績に係る今後のデータ利活用の在り方について」を、続けて1と4ですが、事務局よりご説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○辻本省エネルギー対策課長

それでは、資料1について説明をいたします。

資料1、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化の評価の在り方について」をごらんください。

まず、その2ページ目でございますけれども、「背景と論点」でございます。昨年12月の中間的整理をさせていただきましたけれども、その際、要すれば事業者の評価について、メリハリの効いた評価、並びに支援策、優遇策を得られる仕組みについて検討するというふうにさせていただきました。

それを踏まえまして、下の2. のところでございますけれども、具体的な評価のあり方について、討議をいただければと思います。

大きく3点ございます。(1) 定期報告の評価フローの明確化。(2) としまして評価データの活用の在り方。(3) 個別論点としての評価手法の在り方。ここではベンチマークと未利用熱について記載をさせていただいております。

早速ですが、次のページをごらんください。3ページにまいります。

1つ目の塊でございますけれども、(1) 「定期報告の評価フローの明確化」でございます。

真ん中あたりに、よく使っている図でございますけれども、事業者の定期報告書の提出から始まりまして、その後、経産省を含め、関係省庁にデータを出していただいた上、指導、指示、公表、命令、罰則と一連のフローでございます。

これにつきまして、下のほうの図のところに書いていますとおり、定期報告の評価フローの中で事業者のクラス分けを行いまして、みずからの取り組み状況を客観的に認識するという仕組みをつくれないうらうか。これに合わせまして、事業者の取り組み状況に応じたメリハリのある対応を行うことができないかというものでございます。

3ページの左のほうをごらんください。

一番左でありますけれども、省エネ取り組みが進んでいる事業者でございます。イメージとしては1,200社程度、大体、上位10%程度ほどでございます。

例えば、真ん中の水準案でございますけれども、エネルギー消費原単位が5年間にわたって継続的に年1%ずつ低減しているような方々、事業者につきましては、一定の水準を上回って省エネ取り組みが進んでいるということで、対応、下の部分でございます、そういった対象事業者につきましては、省エネ取り組みに積極的な事業者としてホームページ等を含めて公表する。前向きな公表でございます。こういったことができないかというふうに考えております。

その1つ右、一般的な事業者、大体80%程度、これは大体1万社程度でございますけれども、これは従来どおりの対応であります。

1つ右にいきまして、省エネ取り組みが停滞していると思われる事業者、大体、下位10%程度、1,200社事業者程度でございますけれども、例えばこれも水準案でございます。原単位が3年間にわたって継続的に増加、悪化であります。かつ5年間平均で年1%低減の未達成という事業者につきましては、下の対応であります、注意を促す文書を送付し、これはこの水準案に該当した段階において文書を送付する。加えて現地調査を重点的に実施するというところでございます。

さらに1つ右に進んでいただきまして、省エネ取り組みに注意を要する事業者、50社程度、最下位0.5%、1%程度の規模かと考えておりますが、特に取り組みが不十分である事業者。これは水準案につきましては、左の省エネ取り組みが事業者の中でも特に判断基準、判断基準は実際にどの程度判断基準を遵守しているかという個別の確認が必要でありますけれども、これが不十分であるような方々につきましては、法に基づく省エネ法第6条に基づく指導を行うという流れであります。またその上で、それだけで終わることはなく、対象事業者の傾向を分析しまして、次年度以降の対応にフィードバックをするといった仕組みを明確化できないだろうかというものでございます。

下を見ていただきますと、ベンチマークについて多少、言及しております。

一番左の、取り組みが進んでいる事業者の下の部分、ベンチマーク制度の目標達成者もこれに該当するということでもあります。また右のほうの2社、停滞ないしは注意を要する事業者につきましても、仮にこの水準案に該当するとしても、ベンチマークの目標を達成しているのであれば、この事業者に該当しないという整理があり得るのではないかとこのものでございます。

飛びまして、次の5ページ、6ページをごらんください。

(3) -① 「ベンチマーク制度を活用して事業者全体の省エネ取組を評価する場合の論点」であります。先ほど説明させていただきましたとおり、このベンチマークを達成しておれば、あ

る程度省エネの取り組みをしているという評価をし得るのではないかとというのが今までの、この省エネ小委員会の議論であったかと思えます。

ただ一方で、左の帯グラフを見ていただきますと、ベンチマーク対象事業でのエネルギー使用量がブルーの部分、大層を占める場合には当然そのとおりでよろしいかと思えますが、その他の事業のエネルギー使用量のほうが多い場合には、先ほど申し上げたようなベンチマーク制度を達成しているといつて、こういうのは恩典といいますか、褒めていくということがしづらいのではないかと論点提示でございます。

具体例を申し上げますと、右のベンチマーク対象事業者の現状という表をごらんいただきますと、例えば一番下のソーダ工業であります。ベンチマーク対象事業のエネルギー使用量を分子にし、事業者全体のエネルギー使用量を分母にした場合、50%未満、要はベンチマーク対象事業以外の方々、ベンチマーク対象以外の事業を行っている場合が、ソーダ工業の場合はかなりあるということになります。

したがって、50%未満なのか、75%未満なのか、そこら辺のところはまたご討議いただければと思いますが、ベンチマーク対象事業者はどの程度ベンチマーク事業に寄っているのかというところでの判断が必要ではないかというふうに考えております。

また下の6ページであります。6ページはこれからまさにやっつけていこうと思っております業務部門のベンチマーク制度の部分であります。

業務部門のほうがさらに事業の多様性というのがふえておまして、左の例、円グラフのコンビニエンスストアの例を見ていただきますと、専業でやっているような事業者は19%であります。2事業、3事業、多いところは10事業以上やっているような方がたくさんいらっしゃる。こういった場合にはこのベンチマーク制度の使い方については、そのベンチマーク対象事業のエネルギーの使用量の多寡に応じて整理をすることが必要ではないかというふうに考えております。

戻りまして前の、4ページでございます。

(2) 「評価データの活用の在り方」であります。まず下のデータ活用に関する現状でございます。これまで省エネ小委員会におきましては、省エネ法ないしは支援策に基づいて得られた、国の持っているデータについては積極的に利活用すべきではないかという論点をいただきました。

現状を申し上げます。

まずデータ活用の現状でありますけれども、一番上の丸、定期報告によって得られたデータの公開。これにつきましては、燃料種別のエネルギー消費動向、エネルギー消費原単位の変化動向、努力目標未達成の理由の動向等々について、現在でも公表・公開をしているところでございます。また、ベンチマーク制度において目指すべき水準を達成した事業者等については、毎年度、

前向きな意味で公開をしているところでございます。

また2番目の丸であります。現地調査によって得られた結果のフィードバックにつきましては、おのおのの調査先の工場等にフィードバックをさせていただいております。

また3番目の丸、支援事業実績報告によって得られたデータの公開の部分であります。これまで省エネ補助金の利用実績につきましては、この審議会でも報告をさせていただきました。

加えて、一番下の部分でありますけれども、BEMS機器導入支援事業において得られたエネルギー消費動向に関するデータの活用、これにつきましても公開することができないだろうかということを、今、検討を加えている最中でございます。

資料が飛んですみません。資料4のほうをごらんください。

1つの今後の方向性として、資料4、「省エネルギー支援策の実績に係る今後のデータ利活用の在り方について」、別の資料を用意しております。基本的な考え方のところは今申し上げたとおりであります。

一番下のポツを見ていただきますと、BEMS機器導入支援事業において得られたデータにつきまして、広く一般に自由な分析が可能となるような、その公開のあり方について検討しているというものでございます。

めくっていただきまして次の、3ページをごらんいただきますと、BEMS支援事業、事業イメージが右のほうに書いてあります。こういった形でBEMS導入支援事業というのを実際に、過去、補助金事業でさせていただきました。

その結果、その下の4ページをごらんいただきますと、BEMSを導入した事業者の総数、4ページの①の一番上であります、6,471件。これにつきましてはBEMSの生データを含めて、今現在、我々の手元にあるというところであります。

前回は申し上げましたけれども、我々自身が持っても若干、猫に小判的なものがありますので、これをいかに外に活用していただくかという論点で整理を図っているのが次の5ページ、6ページでございます。

5ページを見ていただきますと、「BEMS機器導入支援事業の概要②」ということで、こういった事業所属性に関する項目から始まりまして、右の電気使用量に関する項目、これについて生データを保有しているというところでございます。

現在、その分析の可能性について整理をしておりますが、6ページをごらんいただきますと、右の下のBEMSデータの活用例をごらんいただければ、字が細かくて申しわけありませんが、一番上の赤い部分が家電量販店をほかの小売事業と比較して、昼夜間の電力消費の差が非常に激しいというのが見てとれます。

一方で、その左にありますけれども、コンビニエンスストア、これをほかの小売業と比較して一日の電力消費量の変化が小さいといった個別同種ごとの電気の使い方が非常にわかりやすくなっていくというものでございます。

こういったものを活用すれば、6ページの上のほうにございますけれども、省エネ・節電施策への活用ということで、例えば属性別のベンチマーク指標値等の設定といったこともできるのではないかとございます。

また資料1の4ページにお戻りいただけますでしょうか。今、概略を説明いたしましたけれども、資料1、4ページ、(2)の四角の上から3つ目のポツの部分であります。

今後は全事業者を対象とした統計的な情報のみならず、特定の業種、機器に着目した省エネ取り組みの実態分析、現在まだここまでは我々できていないところであります。これからやるべきではないかという論点提示でございますけれども、これを出していく。

もしくは今申し上げましたようなBEMS補助金のような、こういった補助金事業で得られたデータを深掘りした結果も公表し、データの利活用を行うべきではないかというのが、(2)「評価データの活用の在り方」についての論点提示となっております。

続きまして次のページ、7ページ、8ページをごらんください。

(3) -②「未利用熱活用の評価に関する論点」でございます。資料1の中での最後の論点でございます。

熱の利用に関しましては、前回の小委員会におきまして、自社内でまずは十分に活用することを前提にした上で、どういうふうにして複数社による熱の有効利用について一層促進すべきかという議論をいただきました。今回はその具体的な1つの例として、スキームを事務局で用意したものでございます。

見ていただきたいのは左の図、①番であります。「販売した副生エネルギー量の報告」というポンチ絵をごらんいただければと思います。下の模式図で説明申し上げます。

左のほうが販売者、右のほうが購入者、熱でありますけれども、現在、未利用熱を自分のところでもう使っていない、使い道のない未利用熱を、右のほうの購入者、他社に売買した場合、その場合には販売した分の未利用熱について、エネルギー消費原単位の算出の際に限り、自分が使った分から差引くことができるというものであります。

それをイメージであらわしたのが下の8ページであります。

エネルギー消費原単位の計算は、分母が生産数量、建物延床面積といった生産をあらわすもの。分子にエネルギー使用量でありますけれども、今申し上げましたのは、販売した副生エネルギー量につきましてはここから差引くことができる。今の制度でもこういう制度を導入してお

ります。

今回、提示しておりますのは、また7ページの左の①の図に戻っていただきますと、この未利用熱を購入する事業者においても何らかのインセンティブを設けるべきではないかというものでございます。

7ページ、上の四角の3つ目のポツをごらんいただきますと、未利用熱購入を省エネ取り組みとして評価するためには、未利用熱の購入量について（イ）エネルギー使用量から除外する、（ロ）販売した副生エネルギー量と同様にエネルギー消費原単位の計算から除外する、（ハ）共同省エネルギー量と同等に省エネ取り組みの評価の勘案要素とするといった、幾つかのやり方があるかと思えます。これについてご討議いただければと思います。

ちなみに（イ）のエネルギー使用量から除外するとなりますと、恐らくこれは省エネ法改正までいかない、ここまでの措置はできないだろうということかと思えます。

（ロ）につきましては、現在、未利用熱を販売する事業者に認めているものを購入する人まで認めるという考え方。

（ハ）につきましては、現在の共同省エネというのは、ある意味、エネルギー消費量からも除外をしませんし、消費原単位の計算からも除外をしておりますが、共同して省エネをやったということで、大臣が省エネ取り組みを評価する際に判断する1つの一要素という位置づけのものが共同省エネルギー量でございます。

言ってみれば、松竹梅といいますか、強弱ある中で、どの方策が一番適切なのかという部分でございます。

8ページのところで1点だけ誤植がございます。8ページの下で「電気」の説明をしておりますが、燃料を起源としない電気等のみを発生する設備から発生した「熱」と書いていますが、これは「電気」の誤りでございます。申しわけありません。修正をしていただければと思います。

以降、参考資料をつけております。めくっていただきまして、9ページ、10ページ。

9ページに共同省エネルギー事業の考え方を整理しております。本日はこれは割愛させていただきます。

10ページが、前回の熱の有効利用についてご討議いただいた論点でございます。

めくっていただきまして、次の11ページ、12ページ。

11ページが、4月10日になりますけれども、長期エネルギー需給見通し小委員会におきまして、未利用熱の利用と現状というのをまとめた資料を再掲しております。

12ページが、未利用熱活用に関する判断基準、現行の書きぶりとなっております。

それ以降、13ページ以降に「参考資料」をつけております。駆け足でヘッドラインだけ説明させていただきますと、まずめくっていただいて17ページをごらんください。

17ページが、「特定事業者等におけるエネルギー使用量及びエネルギー消費原単位の推移」であります。これは昨年、一度このデータを説明させていただいておりますけれども、平成25年度の実績といったものが整理できましたので、その最新版ということで載せております。

見ていただきますと、産業部門の原単位比というのは若干低下、昨年報告したのが平成24年度、1.094でございましたけれども、1.076と、対基準年度に比べて若干低下傾向であるという点であります。

18ページが主要業種におけるエネルギー消費原単位の動向。各業種とも低下傾向にあるかと思えます。

続きまして次の19ページ以降に、「エネルギー消費原単位の変化率の分布と業種別の状況」等について整理をいたしました。いずれも平成25年度データを反映した最新版となっております。

説明は以上であります。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のあった内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願ひします。

特に最後のほうに未利用熱の利活用に伴っているいろんなインセンティブ、あるいは法律上の改正等の案が提示されておりますが、それにつきましても突っ込んだご意見等を頂戴したいと思います。

いつものように札を立てていただきましたら、こちらから指名させていただきます。

高村先生、お願いします。

○高村委員

メリハリをつけて事業者を指導するために、工場を分類するということですが、これは大きな前進であると思えます。これまでは定期報告書を出しても全く反応がないのでどのように評価されているかわからないという不満が多かったのですが、最近は集計結果が公開されていて喜ばしいことだと思いますけれども。

しかしながら、これを実際に見る人というのは熱心な人だけで、実際にこちらから見てもらいたい人は余り見られないということもありますので、今回のように4つの区分に分けて、それで公開するという形になれば、関心が高まって非常にいいことじゃないかなという感じがしています。

資料1の3ページのクラス分けの図の中で、特に一番左の優秀クラスになったところにとっては、エネルギー担当者であります管理者とか、管理員の方が社内でも評価されるとか、経営者の方にも注目されるということで、非常にいいやり方ではないかと思っています。

一方、この図の一番右のほうですけれども、これを見ますと水準案として判断基準の遵守状況が不十分とありますが、判断基準の遵守状況というのは自分で書くことになっているはずですから、それが不十分ということは、みずからやっていないということを表明しているということです。これは非常に重要な問題であると思いますので、こういうところが50社ぐらいありますから徹底的に調べていただいて、指導していただくという形が必要ではないかなと思っています。

この図の右から2番目のところは、いろいろの注意を喚起する意味で、文書で通知するということをやるということになると思います。

それからベンチマークを使うということですが、ベンチマークが設定されている業種はまだ限られていますので、これが使用される事業者は少ないですけれども、少なくともベンチマークが達成されているというところであれば、それを考慮するのは当然であると思います。事業者をクラス分けするのに一般的に全ての事業者に対して適用できるのはエネルギー消費原単位1%低減ということですので、ここで示されている水準案はお互いに納得できると思いますか、受けるほうも、指導するほうも納得できる決め方としては1%低減ということになります。また、低減の継続期間としては5年間でよいと思います。次に、未利用熱の活用についてですけれども、ここで購入者に対して未利用熱購入量を評価するのに、(イ) (ロ) (ハ) 3つの考え方が出ていますが、省エネ法ができたときの本来の考え方としては、まずは、排熱は工場内で使うこととしており、これまでは工場内で使えたために工場外まで出すことはあまり考えませんでした。省エネが進んでいきますと自分のところでは使えないことが多くなり、工場外に出した方が有効であったり、外部に出すのはやむを得ないということになってきたため何か制度をつくるということになったと思います。まずは供給側としては、ここに示されているように副生エネルギーとして扱い、原単位を計算するときだけ考慮するということがいいと思います。購入者に対して(イ) (ロ) (ハ) と3つ示されていますが、これらはどれも余りしっくりしません。省エネ法ではすでに、他人から供給された熱についてそれぞれの換算係数を決めて評価していますけれども、そういう換算係数をうまくつくって、未利用熱についても評価できるのではないかなという感じがしています。以上です。

○中上委員長

ありがとうございます。

これまでどうしても何らかの形で評価されないと、出すほうも使うほうも何となくちゅうちょ

してしまうところがありますから、うまくそれが回るような仕掛けができるといいですね。また今後、少し深掘りをして検討していただきたいと思います。

それからベンチマークにつきましても、お話がありましたように、ずっと1%ずつやり続けている方々、ある種、限界にきますから、それでちょっと滞ったからといって罰するというのはいかなものかというので、こういうふうな扱いを考えていらっしゃると思いますので、その辺も含めまして、データがこれからどんどん出てくると、いろんな評価の仕方があると思いますから、ぜひ深掘りを続けていただきたいと思います。

それからメリハリについてもまさにそのとおりでございまして。ただ、自己評価していて、それ問題ですね、自分でそういうふうに言ってくるかというところがありますから。運用上のことでまた考えていただきたいと思います。

それでは佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員

消費者の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

3ページには「省エネの優劣によって評価、命令と罰則を設けてメリハリをつける」とあります。事業者が取り組むに当たって、環境配慮型商品やサービスの優遇的購入を進めるグリーン購入制度があります。私は以前、省エネビルのラベル制度を提案して、同じようなことを申しますけれども、事業者が取引する際にグリーン購入制度のように、事業者間取引で省エネ優良事業者から優先的に購入するような省エネ事業者認定事業制度も考えられると思います。

また、7ページにある未利用熱についてですけれども、書かれているような熱購入者への優遇策があれば、工場に限らず民生用についても適用していただければ、11ページに写真が出ていますが、清掃工場やコージェネによる排熱利用の推進ができると思います。

よろしくお願いします。

○中上委員長

ありがとうございました。

既に取り組まれているものもありますが、その輪を広げていくという意味においての今回のご提案だと思いますので、引き続き、また検討を深めていただきたいと思います。

ほかの委員の方、ございませんでしょうか。

オブザーバーの方に。エネ研の豊田さん、土井さん。

○土井オブザーバー

理事長の豊田が海外出張のため欠席となりますので、代理で出席させていただきます。

お手元の参考資料にも記載されておりますけれども、(1) (2) (3)ということで、定

期報告の評価フローの明確化、ベンチマーク制度、未利用熱に関して意見を申し上げたいと思います。

1点目の評価フローの明確化については、事業者をクラス分けされるということで、大変、省エネ指導上、適切であるということをお願いしたいと思います。ただ、指導のみにとどまらず、ぜひ助成といったことも合わせてご検討いただければと思います。

あとは2点目でございますけれども、ベンチマーク制度に関して評価する場合の論点ということで、これまでの省エネ小委員会でも申し上げたところですが、幾つかの産業に関してベンチマークの遵守が難しくなっているということもあろうかと思っておりますので、生産構成として付加価値の高いものにシフトしている場合は、ぜひ補正を行うといったような形で、柔軟な対応というのをぜひご検討いただければと思います。

2. のところ、これも前々回に申し上げたところでございますが、小型の石炭火力発電所の計画が多く持ち上がっているということで、既に環境省様では小規模火力発電を対象にしたアセスメントに関しても実行されるということですか、あるいは経産大臣も至急、抑制を検討するというので方針を表明されておられますけれども、ぜひこれを省エネ法上でベンチマークを策定する場合にご検討いただければと思います。

3点目の未利用熱の部分、これまで供給側を考慮されてきて、これを需要家側でもインセンティブとなるような評価を考慮されるということで、我々でも、地域熱供給の普及しているデンマーク等の事例を見ておりますと、やはり需要家側にもかなりインセンティブとなるようなことが検討されておられるようでございます。

初期段階では、例えばこちらに記載しておりますとおり、強制接続といったようなことをやってきて、かなり大胆な推進策というのを実施してきたような経緯があるようでございます。先ほど高村先生のお話にありましたように、例えば評価するような係数を考慮するというような話もありますが、デンマークの事例を見ますと、建築規制等で地域熱供給にアクセスしているものの全体のエネルギー消費に対して、0.8といったような係数を掛けて、省エネルギーに資するという評価をしているようでございます。

ですので、強制接続というのも一つではあるかと思いますが、そういった形でのインセンティブ、また税制上のインセンティブ等も検討されておられるようですので、こういった事例というのもご参考にぜひご検討いただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○中上委員長

ありがとうございました。

よく北欧の例が出てまいりますけど、非常に熱密度が高いというような背景もございますので、日本の場合には密度の濃いところと薄いところがございますから、そういう地域をきちっと精査しながら、こういう手法をまた考えていくべきだろうかと思います。ありがとうございました。

それでは、まず川瀬委員、次に奥村オブザーバー、海老塚さんの順でお願いします。

○川瀬委員

共同省エネルギー事業のところですが、基本的にこのご提案は賛成です。

処理の仕方についても、先ほど高村委員からございましたけれども、1エネルギー換算の数値をこういった場合には幾らというふうに決めて対応するのが多分なじむのではないかなというふうに私も思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、奥村オブザーバー。

○奥村オブザーバー

事業者のクラス分けによる対応とか、あるいは評価データの深掘りというのは非常にいいことだと思いますので、ぜひとも進めていただければというふうに思いますが、その中でまた、説明からすると、クラス分けについては原単位の改善状況というのが、そういった結果と相思相愛けれども、それがいろいろと判断していく上の入り口になっているかということだと思います。これは行政側から見れば非常に合理的な話じゃないかと思います。

ただ、これはいづれにしても事業者側からすると事後的にどうだったかということになってしまうと思うので、むしろ事業者側の自主的な対応を期待するというのであれば、もう1つ事前の情報をうまく整備していく必要があるんじゃないか。

具体的に言いますと、原単位というようなことも、結果ということもさることながら、例えば望まれる省エネ対応というのは具体的にどういうことなのかということ。それから、どのような対策をしていないと取り組みが不十分だというふうに言われるのかとか。それから、不十分な場合、どのような指導、これは運用のみならず多分、投資についても検討の対象になるんだと思いますけれども、そういったことが行われることになるのかといった、そういう具体的な情報を事業者としてはあらかじめ知りたいのではないかと思いますので、これ自身は多分、判断基準自身の解釈の問題もかなりかわってくると思いますけれども、そういったことを踏まえて、あらかじめガイドライン的なものをつくっておくのが有効ではないかと思いますので、そういった点

も合わせてご検討願えればというふうに思うわけでございます。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

現場レベルになるといろいろと、そういう作業も伴った形で、現実性のある形に持っていかないと、机上の空論と言っては何ですけど、になってしまっただけでは意味がないので、ぜひ今のようなのをご参考にして煮詰めていただければと思います。

それでは海老塚さん、どうぞ。

○海老塚オブザーバー

定期報告の評価フローの件でございますけれども、メリハリのある対応ということについて進めていただくのは賛成でございます。

その中で2つ、対応に対してホームページで公表する以外に、もう少し前向きな優遇制度みたいなものが必要ではないかというのが1つでございます。

もう1つは、産業界では、それぞれの業界ごとに自主行動計画を進めているわけですが、その内容は少しずつ違います。そこに参加している企業は個々の評価になってくるんでしょうけれども、産業界としては、例えば私どもの電機電子業界では業界全体で実現に対してコミットをしているので、そこに参加していただいている企業については個々の評価に加えて、業界としての評価というのをご配慮いただいて評価をしていただければと思います。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

どこまでブレークダウンをするのか、どういう切り口でまとめて話をするのかという、これもまた難しい問題かと思っておりますけれども、引き続き検討していただければと思います。

ほかにごございませんでしょうか。

田辺委員。

○田辺委員

定期報告の評価フローでクラス分けをするというのは大変結構だと思います。上位について、どうして10%にしているのかというのを、ご説明を伺えればと思います。

10%、結構1割なので、次の段階ぐらいまでも1番目、2番目ぐらいのところがあってもやりやすいのかなとか。あるいは、業種による差が現状のデータで分析されて、一部のところだけが非常に上位に入るようなことになっていないとか。このあたりについて教えていただければ

と思います。

後半の熱融通に関しては、川瀬委員おっしゃいましたけど、原単位をどうするかがかなり大きな問題です。これ、突き詰めていくとゼロエナジーのビルとか、そういったものともかなり関係してくると思いますので、原単位をどうやって詰めるかというのが実は非常に重要じゃないかと思えます。

○中上委員長

ほかにございませんでしょうか。

飛原委員。

○飛原委員

未利用熱活用、熱の面的利用に関しては、今回ご提案のように、販売する側のみならず、購入する側にとっても何らかのインセンティブがあるというのは、非常に促進する意味では有意義でありますので、検討していただければというふうに思います。

そのときに副生の熱がどういうシステムから出てきているかという、やっぱりそこが非常に重要でありまして、この面的利用は必ずしも省エネにならないかもしれないという不安は常につきまとうので、やはり事例を調査していただいて、省エネにつながるようなものに対してより一層のインセンティブになるような制度を考えていただければというふうに思います。そういうものが多分あると思っておりますので。

○中上委員長

ありがとうございました。

これ、みんな制度をきちっと組み上げていくためには、今のような、こういったのを含めて相当深掘りをしていかなければいけないと思いますので、参考にさせていただければと思います。

それでは、事務局のほうで、今ご質問等ございましたので。

○辻本省エネルギー対策課長

田辺委員からご質問いただいた3ページのフロー図の一番左の図、なぜ上位10%かということでもありますけれども、これは実は基準案を5年間にわたって継続的に年1%低減というところで線を引いてみると、大体上位10%になったというところまでございまして、これは正直申し上げますと、水準案としていろんな検討の中でしたんですけれども、今まで使っているもの、原単位と組み合わせていきますと5年間1%というのが一つの水準かなということで提示をさせていただいたものでございます。

そういう意味では、上位10%からきたのではなくて、水準案からきたものというふうになっております。

○中上委員長

ありがとうございました。

多くの、非常に貴重なご意見を頂戴しました。

新しい試み、取り組みが幾つか入っておりますので、皆様のご意見を踏まえて、次回以降の議事に反映する、あるいは、これからさらに深掘りをしていただくということで進めさせていただきたいと思います。

(2) 省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について

○中上委員長

それでは、次の議題にまいりたいと思います。

続きまして議題の2でございますけれども、「省エネ法の権限に係る国と地方の在り方」ということで、今回は省エネ法の施行関係省庁の方にもお越しいただいております。

では資料2、省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○山崎省エネルギー対策業務室長

早速でございますが、資料の2-1、「省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について」ということで、いわゆる地方分権の話をさせていただきたいと思います。

1ページ目でございます。「政府における地方分権改革の推進について」ということで、まずは政府における地方分権への取り組みというのはこれまでさまざまな検討を行いまして、いろいろな成果を上げてきたというところでございます。

さらに平成26年度、昨年度からは新たに地方分権改革に関する提案募集、こういった方法を取り入れたということが新しい取り組みとして、地方から改革に関する提案を広く募集するといった方針で募集をしたところでございます。

また、その募集に当たりましては全国的な制度改正に係る提案を対象といたしまして、その際、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲、いわゆる手挙げ方式、こういった方式も採用するという前提で募集をしたところ、省エネ法だけでなく、多数の提案があったわけでございます。

そのうち、省エネ法に関する権限の移譲につきましては、ここにごございますように、九州地方知事会、それから神奈川県から省エネ法の指導・助言、それから立入検査、報告徴収、こういった権限の移譲を求める提案があったところでございます。これを踏まえまして地方分権改革有識

者会議の審議を経まして、本年1月、閣議決定がなされたところでございます。

閣議決定の内容は次の2ページでございます。

四角囲いの中が省エネ法に関する閣議決定文でございます。「特定事業者等（事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」。こういった閣議決定がなされたところでございます。この閣議決定に基づきまして、本日、省エネ小委員会でご議論をさせていただきましてでございます。

この議論に当たっては、ここに書いてございますように、閣議決定にある実施主体や国の関与等のあり方の検討のためには、これまで同様、引き続き実効性のある適正な省エネ法の運用を確保することが重要といった位置づけをした上で、具体的な検討をしていく必要があるのではないかと、以下、主な論点を掲げさせていただいたところでございます。

我が国の省エネルギーを進めるに当たって、省エネ法の執行の実施主体や国の関与等のあり方はどうあるべきか。例えば事業者の省エネを効果的・効率的に進めるためにどうあるべきか。都道府県によって執行の差が生じる。そういった場合、全国的な統一性、整合性をいかに図る工夫をしていくべきか等々の論点を掲げさせていただいております。

さらに、実施主体が、事業所等が一の都道府県の区域内のみにある事業所に対する法執行と、それ以外の法執行とに分けられた場合、どのようなデメリット、メリットがあるか。あるいは国と地方との連携をどのように構築していったらいいのかという論点がございまして。

さらに、実効性のある適正な法執行の構築のための、いわゆる実施体制、組織、人員等でございますが、どのように考えるべきか。

さらには、省エネ法上の権限は、省エネ法の運用にのみ本来用いられるべきものであるということで、地域固有の政策の実施と当該権限の活用との関係をどう整理し、考えていくべきかといった点についてご議論をお願いしたいと思っております。

なお、本日はご議論に先立ちまして、提案者でございます九州地方知事会、それから神奈川県、お二方のご提案内容を、本日もご出席いただきまして、それぞれご説明させていただくという段取りになってございます。次の3ページと4ページに、九州地方知事会、それから4ページに神奈川県のご提案の内容を掲げさせていただいております。

なお、従前から地方分権改革の推進に携わってございます全国知事会様からも、資料の2-2ということで、本日もご意見の提出があったということでご紹介させていただければと思います。

内容は、指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、指定報告書の受理等、包括的に移

議を行うべきだ。全国一律の制度化に向けて、手挙げ方式等による実現を検討すべき等々のご意見をいただいているところでございます。

なお、ご検討に当たりまして、5ページでございます。現在の省エネ法の執行に係る事務、これを簡単に現状としてまとめたのが5ページでございます。

例えば、現在の経済産業省の省エネ法の執行に係る事務として、まずは実施体制、本省と地方局で約90人の体制で実施してございます。さらには専門的知識やノウハウ習得のための研修の実施ですとか、運用のための規程類の整備など、関係省庁と連携して運用を行っているところでございます。

予算の話でございますが、予算は約4億円を計上し、現地調査の実施や、広報事業等々を展開しているところでございます。

措置の実績でございます。全体で平成22年から25年というくくりで整理をしてみますと、指導が1,181件、報告徴収が88件、立入検査が10件、こういう実績を上げているところでございます。さらには予算事業としての現地調査をこれまで約8,000件、こういった実績を上げているところでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

新しい議題かと思えますので、きょうはお忙しいところ、九州地方知事会から今泉様、それから神奈川県から丸山様にご出席を頂戴しておりますので、ご提案内容につきましてご説明を頂戴したいと思います。

今泉さんからお願いします。

○今泉企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室長

福岡県エネルギー政策室長の今泉と申します。九州地方知事会からの提案に関しまして、福岡県から権限移譲に伴う主な論点ということでご説明をさせていただきます。

まず本会資料2-3をごらんいただきたいと思います。

「省エネ法の執行の実施主体や国の関与等の在り方」ということで、(1)の「基本的な考え」方の①背景といたしまして、国民生活や経済活動の基盤であるエネルギーの安定供給を確保するためには、エネルギーの効率的利用を進めるとともに、エネルギー源の多様化・分散化を図るなど、需給両面の取り組みが重要となっております、そのために地域が果たす役割というのは大きくなっていると考えております。

これまでエネルギーの供給面での地方の役割を果たしていくというために、再生可能エネルギ

一の固定価格買取法の権限移譲、これにつきましても求めてきたところなのですが、今回の提案というのはエネルギーの需要面での地方の役割を果たしていくためにということで、省エネ法の権限移譲を提案しているものでございます。

②の実施主体や国の関与のあり方についてですが、エネルギー政策については一般に国の内外を含めた総合的な調整が必要な施策、これは国が担って、地方公共団体は国の役割や方針を踏まえて地域の特性に応じた、きめ細やかな施策の展開を図ることが有効であるというふうに考えております。

そこで、③の今回求める権限移譲の部分ですけれども、現状ではエネルギーを多く消費する事業所等の実態、これは国しか把握をしておりません。地域においては指導等の権限もないということで、省エネルギーに関する取り組みというのは限定的になっているというふうに考えております。このため事業者等への指導・助言、報告徴収、立入検査について、並行権限として権限の移譲というのを提案させていただいております。

権限の行使に当たっては、事業所等の定期報告書など、必要な情報というのは国から提供していただくことが必要と考えております。

このページの下の方の中の太枠の部分、指導や助言、こういった事柄を移譲の対象と考えておりますけれども、その下にある吹き出しの部分、定期報告書ですとか、報告内容、現地調査の評価、こういった情報についても提供を受けて共有することが有効と考えております。

2ページをごらんいただきたいと思います。「移譲により期待される効果」ですけれども、現在、本県では省エネ法の対象事業者を含めまして、主に中小企業者というくくりで省エネルギーの相談事業などに取り組んでいるところでございます。

今回、権限移譲によりまして、権限行使の基本となるエネルギー使用状況届出書、定期報告、それから現地調査、こういったことによりましてエネルギー多消費の事業所等の実態を把握することができれば、それを個々の事業者の指導だけではなくて、省エネルギーに関する意識の向上ですとか情報発信、こういった既存の県の取り組みの充実にも活用できるのではないかと考えております。

例えば、枠囲みの中ですけれども、第7回のこの委員会で配付をされた資料によりますと、定期報告書に基づいてエネルギー消費原単位の改善ができなかった理由として、最も多く挙げられている要因が空調負荷の増加とされておられます。同じく現地調査などに基づいて、オフィスビル等に関する基準を適用する管理基準の設定率がほかの項目と比べて低いというのが、業務用機器、あるいは事務用機器というふうにされております。

このような分析を県内の事業所等に特化して行いまして、詳細に課題、解決策を掘り下げて、

これは現在、県が取り組んでおります省エネルギー相談事業ですとか、エコ事業所応援事業、こういった対象事業者に対して適切なアドバイスとして生かしていくことができないかと考えております。

同様に、省エネルギー人材育成事業という講座なんですけれども、節電講座などを、中小企業者を対象に行っているんですけれども、事業者の意識向上につなげていくということで移譲の効果が期待できるのではないかと考えております。

一方で、(3)の移譲に伴うデメリット、その対応についてですけれども、①の手挙げ方式、これにつきましては、国と地方の役割分担の明確化の観点から、全国一律以上というのが基本となるかと思っておりますけれども、その突破口と位置づけられるものと考えております。

しかし、手挙げ方式によりまして、都道府県の間で異なる仕組みが事業者間に混乱を生じさせたり、執行上非効率というふうにならないように、国と連携を密にしてその対策を講じていくことが必要だというふうに考えております。

3ページをごらんいただきたいと思っております。

②の「二重行政の懸念」についてですけれども、こういった場合に並行権限を行使していくのかということについて、国と都道府県との間で役割を明確にしていって、二重行政の批判を受けることのないように配慮していくことが必要であると考えております。

それから、2の実施主体が一の都道府県の区域内のみにある事業所等に対する法執行と、それ以外の法執行に分けた場合のメリット、デメリットということについてですけれども、中段の(1)メリットのほうに記載をしておりますように、今回の移譲の対象が図のケース1のような場合、事業者の事業所が域内にある場合は、国と都道府県の役割の明確化は比較的図られるということを考えておりまして、都道府県にとっては域外での権限行使の煩雑さというのは解消されるのではないかと考えております。

一方で、(2)のデメリットにありますように、図のケース2ですとか、ケース3のような場合、県におきましては、①に書きましたように、県内の事業所等の状況を網羅して把握できないということになります。そこで、国と連携をさせていただきまして、域内の事業所等の情報を提供していただけたらというふうに考えております。

同一事業所が事業の拡大等によりまして、ケース1からケース2になったり、あるいはその逆となる場合もございます。その場合には、②に書きましたように、権限主体の変更ということが生じますので、事業者にあらかじめその旨の周知を行っていくということが必要になります。

それから、③「都道府県間での執行の差」につきましては、これは国としっかりと連携を密にして、国の管理基準等を踏まえて事業者に指導を行っていくということにより対応していく必要

があるのではないかと考えています。

次に、移譲に伴う3、都道府県の実施体制についてですけれども、これにつきましては仮に都道府県が行うということになれば、その事務の性質ですとか、業務量を踏まえて、適切な実施体制について検討していくということになろうかと考えております。

最後に、4の「地域固有の政策と省エネ法上の権限の活用」についてでございますが、例えば省エネ法に基づいて収集をした事業者情報というのは、同法の目的の範囲内にある限りにおいて、地域の温暖化対策などの地域固有の政策にも活用できるのではないかというふうに考えております。

以上が権限移譲に伴う主な論点についての考え方でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、神奈川県環境計画課の丸山様からご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願ひします。

○丸山環境農政局環境部環境計画課副課長

神奈川県環境計画課の丸山と申します。よろしくお願ひいたします。

資料がないので申しわけないんですけれども、神奈川県のみならず提案の趣旨でございます。本県では平成22年度から地球温暖化対策という位置づけで、事業活動温暖化対策計画書制度というのを施行しております。基本的には地球温暖化対策に向けた計画を事業者から出していただいて、それに向けて取り組んでいただく。毎年、実績の報告をいただくというものでございます。

その対象は本県の場合、県内における前年度の原油換算エネルギー使用量1,500k1以上の事業者ということで、連鎖化事業者も含んで省エネ法の対象と重複する形で対象としております。

このような計画書制度は、現在、本県を含めて29の都道府県が実施しております。それぞれがそれぞれの都道府県の条例で実施をしていると思うんですけれども、そういう中で本県では、省エネ法で立入検査を実施することになっていると思いますけれども、本県の計画書制度でも指導・助言という趣旨ですけれども、事業所を直接訪問して指導を行っております。

1つは、そのような対象、ほぼ同じなんですけれども、省エネ法上の書類、あるいは我々の計画書制度としての書類と、それぞれをそれぞれに報告しているということで、事業者さんにとってはちょっと負担になっている。また、我々の現場を訪問しての指導・助言にしても、やはりそれぞれから、相手は1つですので、ちょっと煩雑ではないかというような意見もいただいているところでございます。

そうしたことから事業者にとっても、それぞれ書類仕事というか、対象それぞれというより

は、一本化したほうが事業者さんにとってもいいと思いますし、また神奈川県と、あるいは国、それぞれ、制度の趣旨は違いますけれども、現場の指導内容はかなり重複しております。

基本的には地球温暖化対策もエネルギー使用量をいかに減らして、エネルギー起源のCO₂を減らすかという趣旨で、現場で指導しておりますので、そういう意味では実際の指導・助言は一本化したほうが事務の効率化が図られる。また、事業者さんにとっても利便性が向上するのではないか。このような趣旨で提案させていただいたものでございます。

本日の論点に関係してですけれども、都道府県によって、やはり手挙げ方式ですと執行の差が生じる可能性がございますけれども、本県の場合は実際にエネルギー管理士も職員として雇って対応しておりますし、ある程度対応が可能かな。あとはどのような形で指導していくのか。そこは省エネ法の考え方に基づいてマニュアル等を作成する、あるいは情報を共有するということが必要かなというふうに思っております。

また、一部の希望する都道府県のみがという場合ですけれども、これは複数の都道府県に事業所がある場合は、窓口が一本化される都道府県と、そうでない都道府県が生じますので、若干混乱する部分もあろうかなと思いますけれども、計画書制度を持っている自治体にとっては提出先が1つになるということで効率化になるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、二重行政とならないような対応が必要か。これはそれぞれ、やはり役割分担をまずはきっちり考えた上で、それぞれのやることをはっきりさせるということを整理していけばよいのではないかというふうに考えております。

あと執行体制ですけれども、正確に、例えば我々の制度と省エネ法の制度、合わせて現場のほうを指導した場合にどのぐらいの業務量になるかというのはわかりませんが、既に一定程度、我々のほうでも現場指導はやっておりますので、そこに増要素はあるかもしれませんが、ある程度は対応ができるのかなというふうに考えているところでございます。

最後に、あくまで省エネ法上の制度という趣旨と、都道府県固有の地球温暖化対策と趣旨が違うので、そこはどう考えるのかということなんですけれども、最終的に事業者さんにとっては省エネという部分についてはほぼ同じような形で相手を指導するという形になりますので、あとはそれぞれの趣旨に従って双方対応できるような形で、両方の趣旨が実現できるような現場訪問、あるいは報告徴収、そうした形のマニュアルなり、統一した形でできれば問題ないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

今、お二人からご提案を頂戴したところでございますけれども、中に出てまいりました地域の温暖化対策でも同様な問題といたしますか、活動をなさっていらっしゃるやに触れていただきましたので、土居さん、突然振って恐縮ですけれども、環境省として地方の自治体との協調といたしますか、こういった取り扱いというのはどういうふうになつていっているのでしょうか。差し支えない範囲でご紹介いただけると。

○土居地球温暖化対策課課長

特に力を入れて、今、先行して進んでいる事業としては、国民への情報提供というところにつきましては、温暖化対策法に基づくセンターというのを各自治体の知事等が指定をして、そこと国のセンターが連携をして行うという事業がございます。

各事業者さんに対してどういうアプローチをしているのかというのは、直接、温暖化対策法の中では今のところないわけでありまして、省エネ法と省エネの対策と連携をしているところでありますが、法律上は今のところ、そういうすみ分けというのはないというところでございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

私も時々、地方の自治体の温暖化対策の委員会に招かれたりしますので、若干、その雰囲気はわからなくはないわけでありまして、最後は事業者さんには両方から来てしまったりして、その重複を現場ではいろいろと煩わしいというようなことも伺えなくはないわけでありまして、この辺を含めて調整していくことになろうかと思いますが。

ただいまのご説明、事務局、それから九州地方知事会、神奈川県さんからのご説明があった内容につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら委員の方から頂戴したい。

谷上さん、最初によろしく申し上げます。

○谷上委員

省エネ法の権限を都道府県に移譲するかどうかは別にして、今、神奈川県丸山副課長さんや、土居課長さんから説明あったように、省エネ法があつて、温対法からも報告書提出の制度があつて、今、各都道府県も、東京都もそうなんですけど、地球温暖化対策計画書を提出しなさいという制度を持っています。たしか私の記憶では都道府県レベルで30ぐらい持っていて、環境省さんも、東京都からもこういう制度を全国に広げていきたいと思いますということで、いろいろ説明会や、研究会とかにも出ている現状です。

制度的に権限移譲がいいかどうかは別にして、我々の立場から言いますと、各地方の産業構造

だとか、地域特性が違いますので、きめ細かく省エネルギー対策を各事業者さんをお願いするのであれば、基礎的な自治体、もしくは都道府県レベルで報告徴収から始めてやるというのが基本的にはいいのかなというふうには考えてございます。

先ほど資料1にありましたように、例えば事業者から指導を指示して公表で罰則という形でとっていくとなるとかなり膨大なデータが必要になってくる。東京都も実はいろんなところから、事業者さんからデータももらっているんですけども、これのシステムの維持とかメンテとか、非常にまたこれがすごい手間がかかっているんですよね。

先ほど資料1の、例えば省エネが進んでいる事業者さんについては、単純に、年に1%ずつ低減しているところをいい事業者さんだというふうにすればいいというのは、単純に考えればすぐ出てきそうな感じなんですけど、実はそうではなくて、東京都の場合ですと、例えば幾つかのチェックポイントとかチェックシートを持っていて、全部やらないといけない。というのはなぜかという、ケース・バイ・ケースの場合がかなりありまして、昨年、どれぐらいどこで何をしているかとちゃんと見ていかないとけないというところがあります。

それをやることによっていろんな事業者さんの省エネ対策が進むということも出てきていますので、私が考えているのは地域ごとの特性に合った指導を行えるような体制を持ちつつ、ただ、全国的に展開している事業者さんもございますし、既に、例えば経産省さん、環境省さん持っているデータもあるので、その情報のネットワークみたいなのがうまくつながれば、例えば省エネ法に基づいて得られた情報だとか、あるいは温対法に基づいて得られた情報、それから各都道府県が持っている従前に得られたデータなり情報がうまく、得られたのを分析するというのは非常になかなかまたこれも大変な作業なんですけれども、そこから得られたものによって、例えばベンチマークもより正確になっていくとか、いろいろ省エネの資料にも十分役立つと思いますので、そこが担保できるような制度にうまくなればいいというふうに考えております。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございます。

佐藤さん。

○佐藤委員

私は自治体が省エネの権限に前向きに取り組むことは歓迎すべきことだと思います。しかし権限の行使だけではなく、まずは自治体の施設について個別のエネルギー使用実態や、さらなる省エネの可能性について率先垂範して情報公開をすべきだと思います。

また自治体が地権者となる場合や、再開発などの建築許可などの権限で排熱利用など省エネ

を推進するための調整や規制強化、優遇策を工夫するべきだと思います。

資料2-1の3ページに地方公共団体は国が収集した事業者等情報を活用できず、また規制権限がないとあり、4ページには条例に基づく温暖化や計画書と類似する点が多いというところがあります。これは省エネと環境手続で事業者にも二重の負担をかけることとなりますので、省エネ業者にも二重の負担をかけてしまいますので、省エネとかCO₂に積極的に取り組む地方公共団体に権限移譲をするべきだと思います。

その一方で、権限移譲は希望する地方公共団体に限定しませんが、要員などに余裕がない地方公共団体ではいい加減になってしまって、これにより省エネ規制に強弱が発生してしまうと、工場などの事業者は規制の緩い自治体に移転する恐れがありますので、国全体としての省エネ政策がちぐはぐにならないように、そのところは慎重にしていきたいと思います。

そういうことで、省エネの規制の基準を一律にすべきだと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

なかなか難しい問題ですね。一律にやるのがいいような、あるいは個別にやって深掘りできるところはきちっとやっていくというのがいいような、いろんな案があると思いますけれども、引き続きご議論していただきたいと思います。

山川さん、お願いします。

○山川委員

ご説明の中でわからなかったことがあったので質問があるんですが、権限移譲をした場合に、定期報告書の提出先はどこになり、そのデータの所管はどこになることが想定されているかというのがわからなかったので教えていただきたいです。

もし、都道府県にデータの所管がいった場合に、例えば国がそのデータを利用した場合に何か手続が必要になるとか、その辺、想定されることがあるのであればそれを教えていただきたいです。

と申しますのは、国としても当然、国全体のエネルギー政策を検討する上で全体のデータというのが必要だと思うので、そこが気になりました。

このお話伺って思いましたのは、事業者から上がってくるいろいろなデータや情報を国や都道府県など関係するところが利用して、それを使ってそれぞれの事業にうまく活用して省エネを進めていくということがポイントだと思いますので、先ほど谷上委員もおっしゃってましたが、データをうまく皆さんで共有するような何か仕組みがあればよいのではないかと思います。

した。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

後ほどそこは事務局からお答えいただくことにしまして、続きまして、土井オブザーバーをお願いします。

○土井オブザーバー

豊田の代理で申し上げたいと思います。権限移譲ということでご提案ございましたけれども、省エネ対策と温暖化対策に対する意欲、大変インプレッシブで感銘を受けております。

他方、既に委員の先生からもご指摘ありましたけれども、一部の地方のみで実施することになれば施策の透明性ですとか、公平性をどのように確保するのかというのが最大の課題となるかと思っておりますので、その辺はぜひ慎重に、民間も入って議論されたいというふうに思います。

それから最初の議題にもありましたけれども、定期報告の評価フローを明確にして事業者を省エネ取り組みの状況に応じてクラス分けされるという提案がございましたけれども、これと同じように、評価項目、チェック項目等を、整合的に、またかつ統一的に対応が行われますように、ぜひ地方と国との連携の強化をされたいというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○中上委員長

ありがとうございます。

奥村さん。

○奥村オブザーバー

地域においてもそういう事情に応じて省エネ対策にさらにきめ細かく臨まれるというのは非常に評価したいと思いますが、特に国と一緒に情報を共有するというのは非常に重要なことだと思いますし、それを地方の固有の施策に生かしていただくというのは非常にいいことじゃないかと思っております。

ただ、実際に省エネ法に基づく行政措置的なもの、指導もそうなんでしょうけれども、そこについては部分的にとということになると、例えば指導に従ってくれる人はいいいんですけど、指導に従ってくれない人に対して次の指示なり、それから改善をお願いしていくという段になって、今度は国がまた出てくるということになると非常に混乱するんじゃないかと思っておりますし、仮にその人が最後まで不満で訴訟を起こしてきたときには、どちらが責任を持って対応するのかといったあたりの整理も必要になってくるんじゃないかと思うので、そこは慎重に考えられたほうがいい

いのではないか。

それからもう1つ、実際に現場で立ち入りとか、そういうことをすることにして、行政側として何かいろいろと求める場合において、やはり専門性が非常に必要になってくると思います。相手の方もエネルギーや、あるいは生産プロセスということに非常に詳しい方ですから、その人を納得できるような、そういう人員の配置というのが必要になると思いますので、もしそういうことをやられるというのであれば、そういった体制についてもご検討いただければというふうに思います。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

具体的なご提案といたしますか、ご質問だったと思いますので、参考にさせていただければと思います。

それでは手塚さん、田辺委員の順番でいきたいと思います。手塚さん、お願いします。

○手塚オブザーバー

鉄鋼連盟の手塚です。このご提案の特に地方で中小企業等に対してきめ細かな助言ないしは指導を行っていくという、そういうフレームワークの枠組みの中では大変結構なことだと思います。

ただ、これをおっしゃられているのがどちらかというと、アメの部分なんですけれども、え、てしてこの省エネ法の権限の移譲になりますと、データというものが行政のほうに提出されることになりますけれども、これを安易な活用の仕方に行きますと、ムチのほうに使われる可能性が出てくる。

つまり、データがありますと、それに対して上限を設けたり、増加が問題であるということで、それに対してペナルティーをかけるというような方向で使われがちな、つまり管理的な形で使われがちな、過去にも含めてですけれども、傾向が出てくると思うんですけれども、そうすると俄然この問題はややこしくなってくる。

既に資料の2-3の中にありましたように、同じ業種セクターの中でも1つの地域ないしは都道府県の中だけで事業を完結している業者さんと、複数の地域にまたがって同じ事業を行われている業者さんがいたりすると、これが異なる規制なり何なりの対象になると、これは非常に競争上の問題が出てくる可能性があると思います。

また、複数の地域にまたいで事業を行われている方の場合は、恐らく効率性を向上するために、Aという事業所に生産を集中し、Bという事業所のほうを縮小するというで全体の効率を上げるという企業としての合理的な判断をされることがあると思います。

そうすると、Aという事業を集約する方向で生産量がふえ、エネルギー消費量がふえるというところの自治体さんにとってみると、自治体の中での例えば活動量がふえることによってエネルギー消費量はふえているんですが、日本全体で見たときには実は合理化されているというのを、こういうものをどういうふうに評価するかということ、かなりきめ細かくケース・バイ・ケースでやっていかないと、変なことになってしまうリスクがあるのかなというのがあります。

それから、日本国内だけじゃないかもしれませんが、ここでおっしゃられていることがサービス業とか、オフィスとか、そういうところであれば別なんですけれども、例えば製造業の場合は、そこでつくられている製品が日本全国で使われている。あるいはつくられている製品が場合によっては輸出されて海外で使われているというような場合に、より省エネ性能の高い製品というのはえてしてつくる段階でのエネルギー消費量が高かったりなんかしますので、こういうものをどんどん増産していくと、その地域の中では実はエネルギー消費量がふえてしまうというようなケースも出てくる可能性があるわけです。

こういうものをきちんと、なぜそうなっているかということもわかった上で、むしろ奨励するような方向の政策にこれが使われるのであれば合理的かな。

単純に言いますと、地域の中で事業活動、市場も含めて閉じているような商品系、あるいはサービス系の事業であると、多分、今ここでおっしゃられている省エネ法の地域でのきめ細かな適用に比較的順応しやすいとは思いますが、実際は、つくられている製品が全国に展開したり、海外に展開したりというような製造業系の事業所があった場合、これは仮に地域、あるいは都道府県の中でのみ活動されていても、なかなかこの省エネ法に基づく指導を行っていくというのは難しいと思いますので、ぜひその辺はケース・バイ・ケース、あるいは、柔軟な対応をしていただければと思います。

○中上委員長

ありがとうございました。

必ず地域とエネルギーとなりますと、そういう話が出てまいりまして、北九州市であるとか、水島のようなところでと全国的な製品を供給しているわけですから、地域の単位で県単位だとんでもないエネルギー消費になっているわけですから、それをどう評価するかといった問題があると思いますから、確かに移譲するにしても域内、域外等を含めた、かなり深い検討が必要であるなということを改めて感じました。

田辺さん、お願いします。

○田辺委員

省エネ小委員会でこれまで、いわゆるエネルギー消費量のデータを利用して省エネを推進して

いくということ、さんざん議論をされているわけですが、今の、地方でデータを入手して、それによって細かい指導をしていくというのは大変賛成であります。

ただ、考えないといけないのは、平成23年10月14日に最高裁で省エネ法の開示データ、これは民間のNPOが訴訟されているんですけれども、省エネの定期報告書の開示に関して裁判を行って、これは最終的には温暖化対策のために制定されたものよりも多くのデータを含んでいるので、不開示という判例があります。

これとどうやって折り合いをつけていくかというのは非常に大きな問題です。地方にデータが行ってこまめな指導をすることもいいんですけども、同時にこの判例をどう見るか。これはもう我々全体で考えていかないと、せっかくデータがあるものが実は使えなくなってしまう。司法の判断なので非常に重く受けとめないといけない問題だろうというふうに思います。

○中上委員長

非常に具体的で、かつ興味深いご指摘だったと思うんですが、省エネ課は大変それに対してご苦労なされた経緯がございまして、私もよく伺ったことがございますけれども、情報というのは確かに両刃の剣でありまして、詳細な情報があればより細かい的確な省エネの指導ができるわけですが、細か過ぎるとまた違った形でそのデータが使われてしまって、新たな問題を起こすこともあるようでございますから、十分に参考にさせていただければと思います。

ほかにごございませんでしょうか。

事務局のほうで何か。

○辻本省エネルギー対策課長

山川委員からご質問のあった定期報告書の提出先でありますけれども、今回ご討議いただいたように、定期報告書の提出先は引き続き経産省を初めとする関係省庁、そのデータを自治体さんが共有した上で、それ以降のスキームに流れていくという前提でのご提案をいただいているということかと考えております。

データにつきましているんなご指摘をいただきましたけれども、我々も資料1の(2)のところでは省エネ法で得られたデータについては極力使っていただく方向で出していくとありましたけれども、あくまでも、省エネ法の目的の範囲内という前提のもとで考えております。

したがって、1つ、自治体さんのほうからご意見いただいたところ、省エネ法の目的の範囲内になるかどうか、これは具体的に何をされるかという措置を見ないことには議論できないと思いますけれども、一般的に、法に基づいて事業者規制をかけて集めたデータですので、自由に活用できる代物ではない。その点は田辺委員からご指摘いただいたものにつながっているかと思います。その点は慎重な検討が必要であるということを一言申し伝えておきます。

○中上委員長

ありがとうございました。

非常にたくさんのご意見を頂戴しました。非常に貴重なご意見が多かったと思いますけれども、今回の議論は内容を踏まえた上で、関係省庁が幾つもございますので、十分にご議論をいただいて、今後の必要な対応等を整理していただいて、また再び皆様とご議論が交わせればと思っております。

(3) 中間的整理以降の審議における主な意見等について

○中上委員長

続きまして議題の3に移らせていただきたいと思います。「中間的整理以降の審議における主な意見等について」、事務局のほうでまとめていただいておりますのでご説明頂戴したいと思います。

辻本さん、よろしく申し上げます。

○辻本省エネルギー対策課長

それでは資料3-1、資料3-2で説明申し上げます。

まず資料3-1、「中間的整理以降の審議における主な意見について」でございます。その柱書きに書いていますとおり、昨年末の整理以降、4回、審議をいただいております。特に省エネ量の見通しにつきましては、長期エネルギー需給小委員会にも報告をさせていただきまして、4月28日に需給見通し骨子(案)というところに反映をされております。

また、その省エネ量の見通しの議論以外に幾つかいただいた点について、進捗状況を踏まえてご説明、ご報告いたします。

まず1. 産業部門に関する意見のうちの(1)省エネ設備投資の促進支援の部分でございます。

主な意見のところは割愛させていただきますが、こういった、いただいた意見をもとに平成26年度の補正予算、平成27年度予算において省エネ設備投資補助金といったものを計上しております。

1点だけ申し上げますと、平成26年度の補正予算、930億を計上しておりましたけれども、そのうちの設備単位の補助金につきましては開始後1カ月間で予算額800億円が潤渴したという状況でございました。

(2)複数工場・事業者で連携した省エネの推進(排熱の利用)でございます。次のページをめくっていただきまして2ページの上の部分でございます。まさに本日、排熱の活用についてご

討議いただいたところでございます。

(3) 中小企業に対する省エネの促進の部分であります。これにつきましても資料2に資料をつけておりましたけれども、省エネ相談等の地域プラットフォーム構築事業を執行中でございます。

2. 民生部門関係であります。(1) ZEB・ZEH関係でございますが、これにつきましてはZEB・ZEHのロードマップ研究会、これは後ほど次の3-2で説明いたしますが、検討中でございます。

また(2) 各省連携におきましては、情報提供及び省エネ法の促進という部分。めくっていただきまして3ページになりますが、環境省と協力しまして国民運動等を強力に推進するという事としております。

(3) 住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化に関しましては、国交省と連携しまして国会に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案を提出しているところでございます。

(4) トップランナー機器の関係でございます。これにつきましては、判断基準ワーキンググループについて順次検討中でございます。

めくっていただきまして4ページでございます。

3. 運輸部門に関する部分であります。(1) 自動車単体対策のあり方につきましては、現在、国交省とも連携をしまして、自動車単体対策に係る検討調査、これを実施すべく準備中でございます。

(2) エコドライブにつきましては、警察を初めとする関係省庁とエコドライブ普及促進運動を引き続き推進しているところでございます。

4. 転換部門に関するご意見であります。(1) ディマンドリスポンスの部分、これにつきましては多数のご意見、ご指摘をいただきましたが、次の5ページであります。ネガワット取引に関するガイドラインを本年3月に策定済みであります。また、引き続き実証を実施中であります。

それにも関係いたしますが(2) 電力小売事業者による省エネの促進の部分。これにつきましては、今後の方向性につきましては引き続き取りまとめの議論の中でもご討議をいただければと思っております。

(3) 発電事業者の効率化に向けた省エネ法規制のあり方の検討。これにつきましても本日もご指摘いただきましたが、今後、要調整事項かというふうに考えております。

めくっていただいて6ページであります。

5. 部門横断的な部分、エネルギーマネジメントビジネス活性化の部分に関してでありますけれども、これにつきましては、平成27年度の省エネ補助金におきましてもエネルギー管理支援サ

ービス事業者を公募しまして、省エネ補助金の中で一定の役割を演じていただくという方向で今現在、準備中でございます。

(2) 省エネ技術の開発と成果の普及につきましては、次の7ページであります、本年度もNEDOにやっただいていますけれども、戦略的省エネルギー技術革新プログラムを執行中、現在、一次公募を審査中でございます。

最後になります(3) 業務・家庭の待機電力、固定エネルギーのポテンシャル。これにつきましては委員長と相談をいたしまして、業務部門の実態調査をどういふふうに進めていくかについて現在、検討中でございます。

引き続きましては資料3-2、先ほど申し上げた資料3-1にかなり触れておりますけれども、ワーキンググループの実施状況でございます。

1. トップランナー関係につきましては業務用冷蔵庫及びショーケースの判断基準ワーキンググループ。(2) としまして電気冷蔵庫等判断基準ワーキンググループ、これをおのおの開始して、トップランナー基準を検討中でございます。

また2. でありますけれども、ZEB、ZEHロードマップ検討委員会につきましては、おのおの第1回を開催いたしました。今後、直近の6月の下旬に第2回を開催するという運びになっております。

以上です。

○中上委員長

とても5分で説明していただいて理解するのは無理でございます。いつも申し上げているように、省エネルギーというのは非常に幅が広いので、本来は一つ一つをもっと深掘りした形でご討議頂戴したいんですが、今それを言っても始まりませんので、将来そういうふうにしていければと思っています。

ただいまご説明していただきました中で、何かお聞きになりたい点とか、何かございましたらどうぞ。ご質問等ございましたらどうぞ。

時間がありそうですから、また土居さんに振りますけれども、国民運動のほうは順調に推移していますでしょうか。クールビズを含めて非常に頑張ってくださいますが、ぜひ一緒に盛り上げていただきたいと思っておりますけれども。

○土居地球温暖化対策課課長

このたびはエネルギーミックスの議論の中でも国民運動が非常に重要だということで、さらに定量的に目標を掲げてPDCを回すというご議論をいただきましたので、その実施に向けて今、関係省庁とお話をさせていただいているというところでございます。

大きく運動を広げていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○中上委員長

ありがとうございました。

建築物につきましては国交省様のご努力によって義務化というプログラムが着々と進んでいるわけですが、福井さん、何かコメントがございましたら。現状、今の。

○福井建築環境企画室企画専門官

建築物省エネ法案につきましては、今国会に提出させていただいているところで、粛々と審議いただく予定でございます。

○中上委員長

懸案事項が着々と実現されているというふうに感じておりますけれども。

佐藤さん、どうぞ。

○佐藤委員

6ページ目の上から2番目なのですが、環境アセスの必要のない小型石炭火力発電所について、この効率の悪い小型石炭火力発電所を現実化すべきでないということがあります。最近、気候ネットワークという環境団体が公表した資料で拝見したのですが、環境アセス逃れの建設計画がめじろ押しで、地域住民も心配しているところだと思います。

安かろう、悪かろうであっては困ります。安かろうの部分は消費者にはよく見えるのですが、悪かろうの部分は消費者には見えにくいという問題があります。自由化すると抜け道逃れも出てきますので、このようなことを防ぐために早急に、きちっと国民全体の利益を擁護するという視点で規制してほしいと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

この問題につきましては、最初の議論のときも豊田さんのメモの中にごございましたけど、この省エネ小委員会の中での扱いというのはどういうふうになっていますか。

○辻本省エネルギー対策課長

今までいただきました指摘を踏まえて、ここはどういう形でできるかというのは議論を深めていく予定としています。

○中上委員長

ありがとうございました。

決してこれをスキップしているわけではなくて、きちっと詰めていただくという方向で進めていただいているそうでございますから、ご心配ないように、ということです。

ほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、いただきましたご意見、ご質問等を反映させて、次のプログラムに進んでいければと思っております。

(5) エネルギーミックスの検討状況について

○中上委員長

それでは続きまして議題5に移りたいと思います。「エネルギーミックスの検討状況について」、事務局よりご報告をお願いいたします。

辻本さん、よろしく願います。

○辻本省エネルギー対策課長

それでは資料5、資料6、いずれも報告事項でございますので、まとめて説明をさせていただきますと思います。

まず資料5-1、「長期エネルギー需給見通し 骨子(案)」というものでございます。これにつきましては、途中で申しあげましたけれども、この小委員会でご討議いただいた省エネ量等につきまして、この長期エネルギー需給見通し小委員会に報告させていただきますして、その成果を踏まえたものが、4月28日でございますけれども、こういう形の骨子(案)という形で整理がされているところでございます。

ポイントだけご報告申し上げます。1ページの2.の部分、策定の基本方針であります。

3E+Sに関する具体的な政策目標。これは安全性を大前提としつつも3つの論点がございました。自給率は震災前をさらに上回る水準であること。電力コストは現状よりも引き下げること。欧米に遜色ない温室効果ガス削減目標を掲げ、世界をリードすること。これらの政策目標を同時達成する中で徹底した省エネを進めるという構造になっております。

めくっていただきまして、次の2ページであります。

見ていただきたいのは2ページ、3. 2030年のエネルギー需給構造の見通しの一番下の絵でございます。エネルギー需要を見ていただきますと、2013年の実績が3億6,100万k1であります。これを、経済成長をした上で3億7,100万k1の数値でありますけど、徹底した省エネ、ここの小委員会でご討議いただいた5,030万k1という数値がございました。これをすることによって最終

エネルギー消費は3億2,600万k1になるという需要サイドの整理をさせていただいたということ
でございます。これは対策前に比べまして13%の省エネということになっております。

めくっていただきまして次のページ、3ページであります。

(2) 電源構成という題になっておりますが、電気に着目して整理した部分であります。こ
の電力需要につきましても、真ん中あたりの棒グラフでございますけれども、2030年度に徹底し
た省エネ、1,961億kWhを積み上げることによって、2030年の電力需要としました9,808億kWh程度
になるという整理でございました。

その下の3ページの下の部分、各分野における主な取り組みということで、(1) 省エネ
ギーということであれば、この委員会でご討議いただきましたディマンドリスポンスを初
めとするエネルギー消費行動の変革、エネルギーマネジメントの推進等々によりまして、次のペ
ージになりますけれども、4ページであります。

4ページの上の部分を見ていただきますと、先ほど申し上げました5,030万k1程度の省エネを
図る。これはエネルギー効率を35%程度改善するというものでございます。

以下、再生可能エネルギー等々について整理をさせていただいております。

最後の5ページをごらんください。5. 長期エネルギー需給見通しの定期的な見直しの部分
であります。最後の行を見ていただきますと、少なくとも3年ごとに行われるエネルギー基本計
画の検討に合わせて必要に応じて見直すという形になっておりますので、これに伴いましてエネ
ルギー需要のところにつきましても、おおむね3年ごとの見直しといったものを進めていくこと
になろうかと思えます。

資料5-2でございます。先ほど説明を申し上げました骨子(案)の関連資料でございます
けれども、これについては説明を割愛いたしますが、1点だけ、めくっていただきまして、ざっ
といきまして21ページの部分、省エネルギー対策のポイントだけ申し上げます。

21ページの省エネルギー対策としまして、色分けしておりますけれども、産業、業務、運輸、
家庭部門の代表的な例をここに記載しております。

特に今回の特徴としましては、次のページでございますけれども、22ページをごらんくださ
い。

エネルギーマネジメントの全体像になっておりますが、工場、ビル・家庭、自動車、おのお
のごとに今、情報を蓄積、データを解析しまして、「新しい省エネ：ソリューション」と書いて
おりますけれども、ネットワークを活用した情報収集、それに加えての、それに伴う形の省エ
ネの実践といったものを展開していくというのが今までになかった、さらに強調させていただ
いている部分でございます。

23ページ以降は、その具体的な例についてつけさせていただきました。

資料5－2の説明は以上でございます。

(6) 夏季の省エネルギー対策について

○辻本省エネルギー対策課長

続きまして資料6－1、「夏季の省エネルギー対策について」、こちらのほうも報告させていただきます。

こちらは平成27年5月22日、直近でございますけれども、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議といったものを我々やらせていただいております、そこで決定した事項でございます。夏季の省エネ対策についてというものでございます。

そこに書いておりますけれども、1パラグラフの最後の部分であります、「2015年度夏季の電力需給対策について」を決定した。2011年以降、電力事情の逼迫に伴いまして、夏季の省エネ対策につきましては夏季の電力事業対策と同時期に策を整理させていただいているというものでございます。

本年度の特徴を申し上げます。1ページの最後の部分、I. 国民運動の展開であります。

先ほどから何回も出ておりますけれども、特に環境省さんと連携をしまして国民運動の展開を強力に図っていくというのが今回の夏季の省エネ対策の特徴でございます。もしよろしければ後ほど環境省さんから補足の説明をいただければと思います。

2ページ以降は、産業界に関する周知・協力要請等々でございます。基本的には前年と同様の形で整理をしております。

以上であります。

○中上委員長

ありがとうございました。

幾つかまとめて報告を頂戴しましたけれども、ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ、お願いします。

八代さん、どうぞ。

○八代オブザーバー

電気事業連合会の八代でございます。今ほど2015年度夏季の電力需給対策につきましてご説明をいただきまして、本日の資料6－2でも、まとめたものが概要としてお配りされていることと思います。

先週22日に政府としての対策が取りまとめられまして、ことしの夏でございますが、電力各社におきまして最低限必要とされる予備率の3%を何とか確保できる見通しでございます。

ただ、さはさりながら気温上昇によります急激な需要の変動、あるいは発電所の計画外停止などのリスクを考慮いたしますと網渡りの運用が引き続き、続いていくものではないかというふうに考えているところでございます。

こうした厳しい状況下ではございますが、私どもといたしましては、安定供給という使命を果たしていくために、需給両面におきまして最大限の取り組みを行ってまいり所存でございます。国民の皆様、電気をお使いの皆様大変申しわけございませんが、7月1日から9月30日までの平日、無理のない範囲での節電をお願いさせていただくこととなりますので、ご不便とご迷惑をおかけいたしますが、ぜひご協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

需給見通しの別の委員会でも議論したわけでございますが、3%といっても、非常にキャパシティーの大きな電力会社にとっては3%というのはかなり余裕がありますが、片や8%であっても四、五十万キロワットぐらいしか余裕がないところもあるわけでありまして、ちょっとした不測の事態が生じると、幾ら余裕がある、数字上余裕があっても途端に厳しい状況が出かねないという状況を今ご指摘されたのではなかろうかと思っておりますので、引き続き夏の電力の需給に対しては、使う側もこういうことを考えながら余り無駄をしないようにしていただきたいものであります。

ほかにごございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

きょうは非常に盛りだくさんの質疑と、それからご報告についてご検討を頂戴しました。長期エネルギー需給見通しにつきましては、引き続きそちらの委員会でも、今後さらに踏み込んだ議論がなされるやに聞いておりますので、またそういう議論を受けながら、この省エネルギー小委員会としてもいろんな注文が出てくれば対応を考えていければと思っております。

最後に、小委員会の今後のスケジュールにつきまして、事務局よりご説明をお願いします。

○辻本省エネルギー対策課長

今後のスケジュールでございます。本日もちまして個別のサブ的な討議につきましては一旦終了かというふうに考えております。次回以降、6月中・下旬以降を今、想定をしておりますけれども、今までの議論の集大成、整理を図っていくというふうな段階に進ませていただければ

ばというふうに考えております。

以上であります。

3. 閉会

○中上委員長

ありがとうございました。

珍しく随分大幅に早く終わることができました。ご協力、ありがとうございました。

本日の議題は以上になりますので、委員の皆様、オブザーバーの皆様、また今泉さん、丸山さん、遠くからご出席いただきまして、ありがとうございました。

それでは本日の小委員会をこれで終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

—了—